

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

●これまでの対応

私たちの暮らしは、石油や天然ガス等の化石燃料から得られるエネルギーを利用することによって、非常に便利で豊かなものとなっています。一方で二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出は増加し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の最新の報告書「第4次評価報告書」では、「温暖化には疑う余地がない」とされ「今や地球が温暖化していることは明らか」と示されています。こうした地球温暖化の進行に伴う気候変動は、生態系や人類に様々な影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、世界的な危機をもたらす最も重要な環境問題の一つとなっています。この危機に対処するため、気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国会議において京都議定書が採択され、日本は京都議定書目標達成計画を策定しました。三重県では平成12(2000)年3月に三重県地球温暖化対策推進計画を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。

●国内外の情勢

京都議定書第一約束期間は平成24(2012)年に終了することになっており、国際的にはそれ以降の地球温暖化対策の枠組みを構築することが課題になっています。平成20(2008)年の北海道洞爺湖サミットでは「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも50%削減する」という長期目標が示されました。日本はこれを受け「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定し、「2050年までに温室効果ガスを現状から60~80%削減する」ことを掲げました。平成21(2009)年のCOP15では「世界全体の目標として気温上昇を2℃以内にとどめるべきである」などとした「コペンハーゲン合意」が採択され、日本は「温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する」との目標を示しています。

しかし、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災と原子力発電所の事故によって、新たなエネルギー基本計画の見直しを余儀なくされており、平成25(2013)年以降にどのような対策を取るのか、あらためて国の検討が進められています。

一方、震災を機に生じた全国的な電力の供給不足によって、節電対策やエネルギー消費の抑制が求められるとともに、点検・停止中の原子力発電所の再開が各地で見通しの立たない状況のため、代わって火力発電所の復旧・立上げが急速に進められています。そのような中で、省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーの利用や分散型電源の導入等に関する私たちの意識は高まり、夏期の電力使用量を大幅に削減することができました。これらの対策はエネルギー消費の抑制のみならず温室効果ガスの削減に寄与しており、今後も無理なく自律的、自主的な対策を継続していくことの重要性を認識しつつ、新たな対策の実施と併せて経済を伸展させていくこと、つまり、低炭素社会の実現に向けたライフスタイルの変革が求められています。

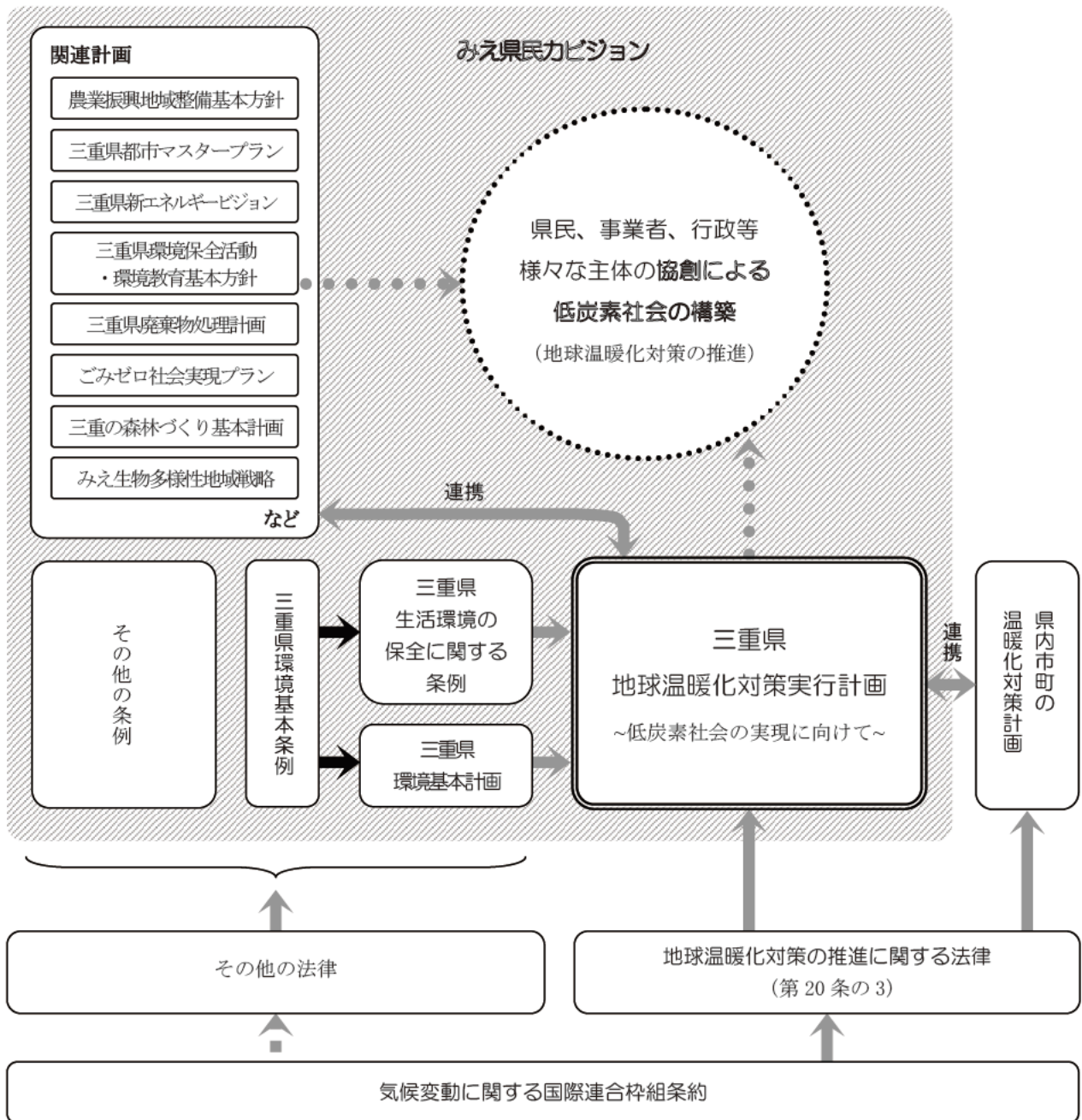
●本計画の目的

このような国内外の情勢のもとで、地球温暖化問題の解決に向けては、地球規模の国際的な取組だけでなく、**県民、事業者と将来像や目標を共有しながら様々な主体の力を発揮し、広く低炭素社会の実現に向けた施策を展開していくことが大切です。**このため、ここに平成 32 (2020) 年度を目標とする「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」を策定します。新たに策定する計画では、温室効果ガスの排出を削減するための緩和策を推進していくこととしていますが、並行して温暖化によって起こりうる影響への適応策についても検討してまいります。また、県民、事業者、行政等の様々な主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことによって、**新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現を目指します。**

2 計画の位置づけ

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3において定められている地方公共団体実行計画として位置づけており、従来の三重県地球温暖化対策推進計画及び三重県庁地球温暖化対策率先実行計画に替わって策定するものです。

計画の策定にあたっては、「京都議定書目標達成計画」や「三重県環境基本計画」を踏まえ、市町の地球温暖化対策実行計画及び「三重県新エネルギービジョン」などの地球温暖化対策に関連する諸計画と連携を図るものとします。



3 計画の期間

計画期間は、平成 24 (2012) 年度から平成 32 (2020) 年度までとします。

なお、国際的に議論されている平成 25 (2013) 年以降の温室効果ガス排出削減の枠組みの検討状況等を踏まえつつ、必要に応じて計画期間中の見直しを行います。

4 基準年度

基準年度は、平成 2 (1990) 年度（京都議定書の基準年度）とします。

また、次の点を考慮し平成 17 (2005) 年度との比較についても示すこととします。

- 平成 32 (2020) 年度の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）を推計する際に、平成 17 (2005) 年度の実態を基に予測した活動量（産業マクロフレーム固定ケース（平成 22 (2010) 年、国立環境研究所））を基本的に使用していること。
- 液晶関連産業等の集積が進んだことで、平成 16 (2004) 年度以降に産業構造が大きく変化したこと。
- 県民や事業者が、自らの取組やその効果をより具体的に感じられること。

5 対象とする温室効果ガス

この計画で対象とする温室効果ガスは、京都議定書で対象としている温室効果ガスと同様に次の 6 種類とします。

温室効果ガス	排出を伴う活動の概要
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼により大気に排出されます。プラスチックを焼却することでも排出されます。化石燃料を使用している火力発電による電気を使用することでも間接的に排出されます。
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼によって CO ₂ とともに排出されるほか、廃棄物の埋立や農畜産業の分野からも排出されます。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	メタンと同様に、燃料の燃焼によって CO ₂ とともに排出されるほか、農畜産業の分野からも排出されます。病院で麻酔剤としても使用されています。
代替フロン等 3 ガス	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷蔵庫の冷媒などに使用されています。
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造過程などに使用されています。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガスなどに使用されています。